

別紙

諮問第1725号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定について、処分変更後に不開示とした部分のうち別表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇地区市街地再開発組合が平成〇年〇月〇日の解散にあたって、都市再開発法ないし都市再開発法施行規則に従って提出した決算報告書など関係書類一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年8月10日付けで行った処分変更後の本件一部開示決定を取り消し、東京都知事が令和5年2月17日付けで行った一部開示決定（以下「処分変更前の一部開示決定」という。）のとおりに対象公文書を開示するよう求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇地区の市街地再開発事業に係る組合から提出を受けて認可した解散認可申請書（以下「本件対象公文書1」という。）及び組合から提出を受けて承認した決算報告書（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、令和5年2月17日付けで処分変更前の一部開示決定を行った。しかし、当該決定において条例7条3号に規定されている不開示情報に該当する情報を誤って開示していたことから、令和5年8月10日付けで同決定を取り消し、当初開示した部分の一部を新たに不開示とする、別表1に掲げる本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年10月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月5日に実施機関から理由説明書を、同年12月18日に審査請求人から意見書を收受し、令和6年10月29日（第251回第一部会）から令和7年1月23日（第254回第一部会）まで、4回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件一部開示決定について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）11条1項は、第一種市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が5人以上共同して定款及び事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けて市街地再開発組合（以下「組合」という。）を設立することができる旨を、同法45条1項3号及び同条4項は、当該事業の完成に伴い、都道府県知事の認可を受けて組合を解散する旨を規定している。組合が解散し、その清算事務が終わったとき、清算人は、同法49条の規定に基づき決算報告書を作成し、都道府県知事の承認を得た後、組合員に報告する。

また、同法134条1項では関係簿書の備付けを定め、同法施行規則38条において事業報告書、収支決算書、財産目録等を事務所備付け簿書と規定しており、同法134条2項にて利害関係者による関係簿書の閲覧又は謄写を認めているが、広く一般に公表することを義務付けてはいないものと解される。

本件開示請求は、組合の解散に当たって組合が提出し、実施機関が承認した決算報告書など関係書類一式の開示を求めたものである。

実施機関は、〇〇地区の市街地再開発事業に係る組合から提出を受けて認可した解散認可申請書である本件対象公文書1及び組合から提出を受けて承認した決算報告書である本件対象公文書2を特定し、令和5年2月17日付けで処分変更前的一部開示決定を行った。

その後、当該決定において条例7条3号に規定されている不開示情報に該当する情報を誤って開示したと判断したことから、同決定を取り消し、令和5年8月10日付け

で当初開示した部分の一部を新たに不開示とする本件一部開示決定を行った。

#### イ 審査会における審議事項について

審査請求人は「令和5年2月に開示決定された際、担当部局において一旦公開する判断がなされたにもかかわらず、(略)不開示部分を拡大した内容の通知書及び開示文書が送付された。当該文書については当初の一部不開示部分を除きすでに開示され、その内容も判明済みのため今回の変更は全く意味をなさない上、突如判断を変更した根拠が不明確であることから、当初の開示内容の通り開示すべきである。」と主張する。

そこで、審査会は、本件一部開示決定において、処分変更により新たに不開示とされた別表1に掲げる本件不開示情報1から7までの不開示妥当性について判断する。

#### ウ 本件不開示情報1から7までの不開示妥当性について

##### (ア) 本件不開示情報1及び6について

本件不開示情報1及び6は、本件対象公文書1及び2内に記載されている市街地再開発事業に関係した組合の取引先法人の名称、所在地、代表者氏名など法人に関する情報や、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。これらの情報は、ある時点で組合に対し債権を有し又は債務を有していた、当該組合とは別の主体である法人等の財産状況に関する情報、経営や事業活動を行う上での内部管理情報であって、公表又は公開されていない詳細な受注の状況や契約内容及び実績が含まれるものであるから、公にすれば当該法人等が有する正当な権利利益を害することとなると認められる。

したがって、本件不開示情報1及び6はいずれも、公にすることにより、法人又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

##### (イ) 本件不開示情報2、3及び7について

市街地再開発事業においては、民間事業者の資金調達能力、専門的な知識・経験・ノウハウ、保留床の処分能力等を活用して事業の円滑な推進を図るため、施行者からの委託に基づき、民間事業者が事業の施行に関する業務の相当部分を代行する業

務代行方式の活用が有効であるとされている。本件対象公文書に係る地区の市街地再開発事業についても、業務代行方式のうち、建築等工事施工業務を含み、最終的には自ら保留床を取得する義務を負う特定業務代行方式により実施されたことが認められる。

- a 本件不開示情報 2 並びに本件不開示情報 3 及び 7 のうち収支計算書及び収支決算書の金額部分は、市街地再開発事業の事業費等について、年度又は期ごとの収入及び支出に関する金額が記載されたものである。当該情報は、資金の借入れ、補助金や保留床売却収入の時期等の事情を踏まえ、各種調査、工事、補償等に必要費用を年度又は期ごとに作成した資金計画、資金管理に係る情報であり、公にすることにより、市街地再開発事業に係る業務代行者の資金管理に関するノウハウ等が明らかになる。
- b 本件不開示情報 3 及び 7 のうち正味財産増減計算書の内容部分は、市街地再開発事業の事業費等について、収支計算書を基に正味財産の前年度との増減状況に関する金額が記載されたものである。当該情報は、広く一般に公表することを義務付けられているものではなく、組合も自ら公表していない。これらを公にすることにより、組合の事業規模や経営状況といった事業活動を行う上での内部管理情報がある程度具体的に明らかになる。
- c 本件不開示情報 3 及び 7 のうち貸借対照表及び財産目録の内容部分は、組合が市街地再開発事業に係るコンサルタントやコーディネート業務等の委託費、顧問料、事務所等の賃借料、水道光熱費、事務委託費及び事務諸経費等として各法人に支払った金額に係る情報が記載されたものである。また、本件不開示情報 3 のうち固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内容部分は、貸借対照表及び財産目録の固定資産に係る金額を抜粋して記載したものであり、次期繰越収支差額の内容部分は、貸借対照表及び財産目録の現金、普通預金、前払費用、未収金、未払金、預り金等に係る金額を抜粋して記載したものである。さらに、本件不開示情報 7 のうち残余財産の処分の明細の合計額以外、領収書の内容、残高証明書の種類及び内容部分は、市街地再開発事業の清算に伴う残余財産の処分に当たって、組合と取引のあった法人等の債権債務に関する情報であることが認められる。これらの情報は、法人間の契約等により決定される金額であり、契約時期や個別の交渉によっても変動する債権債務に関する事項であって、組合と組

合に関係する法人等の事業活動を行う上での内部管理情報である。

したがって、本件不開示情報 2 並びに本件不開示情報 3 及び 7 のうち別表 2 に掲げる部分を除いた部分は、条例 7 条 3 号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報 3 及び 7 のうち別表 2 に掲げる部分は、公にしたとしても、支出の摘要が明らかになるにすぎず、当該摘要に紐づく法人名等が明らかになるわけではないことから、公にすることにより、組合と組合に関係する法人等の事業運営上の地位が損なわれるとは認められず、条例 7 条 3 号に該当しないため、開示すべきである。

#### (ウ) 本件不開示情報 4 について

本件不開示情報 4 は、組合の解散後、清算事務が終了するまでの間の収入及び支出を明らかにするために作成された清算事務資金計画書の予算金額及び摘要部分に記載された情報である。予算金額については、前記 (イ) a 及び c で判断したとおり、公にすることにより、市街地再開発事業に係る業務代行者の資金管理に関するノウハウ等のほか、組合と組合に関係する法人等の事業活動を行う上での内部管理情報が明らかになる。

したがって、本件不開示情報 4 のうち、別表 2 に掲げる部分を除いた部分は、条例 7 条 3 号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報 4 のうち別表 2 に掲げる部分は、公にしたとしても、支出の摘要が明らかになるにすぎず、当該摘要に紐づく法人名等が明らかになるわけではないことから、公にすることにより、組合と組合に関係する法人等の事業運営上の地位が損なわれるとは認められず、条例 7 条 3 号に該当しないため、開示すべきである。

#### (エ) 本件不開示情報 5 について

本件不開示情報 5 は、組合の解散に当たり作成された解散総会議事録内に記載されている収支計算書の科目名及び金額と、解散総会後から清算事務終了までの繰越額である。収支計算書の金額と繰越額については、前記 (イ) a 及び c で判断した

とおり、公にすることにより、市街地再開発事業に係る業務代行者の資金管理に関するノウハウ等のほか、組合と組合に関係する法人等の事業活動を行う上での内部管理情報が明らかになる。

したがって、本件不開示情報5のうち、別表2に掲げる部分を除いた部分は、条例7条3号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報5のうち別表2に掲げる部分は、公にしたとしても、当該科目に紐づく金額や法人名等が明らかになるわけではないことから、公にすることにより、組合と組合に関係する法人等の事業運営上の地位が損なわれるとは認められず、条例7条3号に該当しないため、開示すべきである。

なお、本件一部開示決定は当初開示していた部分を不開示にするという処分変更を行ったものであり、処分変更前的一部開示決定の段階では開示すべき情報であるか否か等について十分な精査がなされたものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる文書につき、内容を十分精査し決定すべきであることを付言する。

審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件不開示情報		根拠規定	
1	〇〇地区市街地再開発組合解散認可申請書	共通	審査請求対象外	氏名及び住所	7条2号
				・函面 ・印影、自署及び自書	7条4号
				法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報	7条3号
			1	事業を営む個人の当該事業に関する情報	7条3号
		保留床が処分済みであることを証する書類	審査請求対象外	・区画番号、専有面積、権利種別、表番号、権利者名、家屋番号、新所有者名、負担金の納付金額、登記簿謄本、床価格など ・〇〇地区市街地再開発事業 参加組合員床一覧表	7条2号 7条3号
				・仕様書のうち施設建築物の仕様に関わる部分 ・組合の参加組合員に関する事項	7条3号
			2	収支計算書の金額部分	7条3号
		決算報告書	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・累計の収支決算書（見込み）の各年度の金額部分</li> <li>・収支計算書の金額部分</li> <li>・収支計算書（見込み）の金額部分</li> <li>・貸借対照表の金額部分</li> <li>・財産目録の金額部分</li> <li>・正味財産増減計算書の金額部分</li> <li>・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の金額部分</li> <li>・次期繰越収支差額の金額部分</li> </ul>	7条3号

			4	清算事務資金計画書の予算金額及び摘要部分	7条3号
		解散総会議事録	5	・収支計算書の部分 ・繰越額の部分	7条3号
2	〇〇地区市街地再開発組合決算報告承認書	共通	審査請求対象外	氏名及び住所	7条2号
				印影、自署及び自書	7条4号
			6	法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報	7条3号
			1	事業を営む個人の当該事業に関する情報	7条3号
		決算報告書	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算書(累計)の解散までの金額部分</li> <li>・収支計算書の解散までの金額部分</li> <li>・貸借対照表の解散までの金額部分</li> <li>・財産目録の解散までの金額部分</li> <li>・正味財産増減計算書の解散までの金額部分</li> <li>・残余財産の処分の明細の合計額以外</li> <li>・領収書の金額部分</li> <li>・残高証明書の種類及び金額部分</li> </ul>	7条3号

処分変更前の一部開示決定において既に不開示とされていたものについては「審査請求対象外」と記載している。

別表2 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
1	〇〇地区市街地再開発組合 解散認可申請書	本件不開示 情報3	準備組合時の財産目録における内訳欄のうち、法人名及び事業を営む個人名に係る記載を除く全て
		本件不開示 情報4	清算事務資金計画書の摘要部分のうち、金額に係る記載を除く全て
		本件不開示 情報5	解散総会議事録に記載された収支計算書の科目名
2	〇〇地区市街地再開発組合 決算報告承認書	本件不開示 情報7	領収書のうち使途に係る記載